

## 【トルコ法制ニュースレター：基礎編 第3回】

### トルコにおける会社設立・登記の実務上の留意点

#### －MERSIS（中央商業登記システム）の利用及び電子署名に関する論点－

中東ニュースレター

2026年3月5日号

執筆者:

[森下 真生](#)

[m.morishita@nishimura.com](mailto:m.morishita@nishimura.com)

[黒田 英](#)

[s.kuroda@nishimura.com](mailto:s.kuroda@nishimura.com)

[廣澤 太郎](#)

[t.hirosawa@nishimura.com](mailto:t.hirosawa@nishimura.com)

[池本 百恵](#)

[m.ikemoto@nishimura.com](mailto:m.ikemoto@nishimura.com)

監修協力:

Aksan Law Firm

メフメト・タシュ

A K S A N I LAW FIRM

## 1. はじめに

第2号ニュースレターでは、トルコにおける主要な会社形態である株式会社（AŞ）及び有限責任会社（LTD）について、それぞれの法的特徴及び最新の最低資本金規制等を比較いたしました。本号では、これら会社形態の設立に関する実務的手続、デジタル登記プラットフォームの活用、並びに外国投資家が頻りに直面する文書の認証（公証・アポスティーユ）に関する論点について解説いたします。

2003年に外国直接投資法（法律第4875号）が施行されて以降、トルコにおける外国投資手続は、従来の審査・許可制から届出制へと大きく転換されました。この制度改革により、原則として会社登記を1日で完了させることも可能な「ワンストップ・ショップ」体制が整備されています。一定の制限業種を除き、外国投資家は国内投資家と同等の条件で会社を設立することが可能です。

もっとも、デジタル化された申請手続、頻りに改正される会社法・税法関連規制、外国で発行された文書の認証手続など、実務上留意すべき点は依然として存在します。

## 2. 設立手続におけるデジタル基盤及び法的要件

### (1) 中央商業登記システム（MERSIS/CRRS）の利用

トルコにおける商業登記は、電子化された中央商業登記システム（MERSIS、CRRSとも称されます）により一元管理されています。会社設立、支店設置、定款変更、本店所在地変更等、すべての登記手続は、MERSISを通じたオンライン申請により行われます。

## (2) 外国発行文書の認証要件

外国において作成又は発行された文書（例：外国親会社の商業登記簿謄本、外国出身の取締役の署名宣誓書等）については、原則として以下の手続を経る必要があります。

- 当該国における公証
- ハーグ・アポスティーユ条約加盟国の場合はアポスティーユ（非加盟国の場合は当該国のトルコ大使館又は領事館による領事認証）
- トルコ国内における公認翻訳者によるトルコ語翻訳及びトルコ国内における公証

これらの手続には相応の時間を要するため、設立スケジュールを検討するにあたっては早期準備が不可欠です。

## (3) 資本金払込及び競争庁納付金

株式会社の場合、2024年時点で最低資本金は250,000トルコリラ（約90万円<sup>1</sup>）とされており、引受資本の4分の1以上を登記前に払い込む必要があります。資本金は、仮税務番号取得後に会社名義で開設した一時口座へ払い込み、銀行発行の払込証明書を取得します。

また、設立時には資本金の0.04%をトルコ競争庁に納付する必要があり、その納付証明書を商業登記所に提出しなければなりません。

## 3. 最近のデジタル実務の動向：電子署名及び権限証明

トルコ商法（法律第6102号）の近時の改正により、会社登記手続のさらなるデジタル化及び書類提出負担の軽減が進められています。

### (1) 署名宣誓書提出義務の原則的廃止

法律第7263号によるトルコ商法第40条の改正により、一定の条件の下で、法人代表者及び個人事業主が商業登記所へ物理的に署名宣誓書を提出する義務は原則として廃止されました。

署名データが公的データベース（新型IDカード、運転免許証、旅券等）に登録されている場合、商業登記所は当該データを電子的に取得し、MERSISへ直接登録することが可能です。これにより、対面手続の削減及び行政コストの低減が実現されています。

もっとも、署名データが公的データベースに存在しない場合には、依然として署名宣誓書の提出が必要です。この場合でも、代表者本人が商業登記所へ出頭することなく、公証済書面の提出を行うことが認められるなどの手続きの柔軟化が図られています。

<sup>1</sup> トルコリラは為替変動が激しい通貨であるところ、日本円換算の金額は本稿執筆時点の為替レートに基づく金額となります。

## (2) 署名権限証明書 (Signature Circular/İmza Sirküleri) 実務への影響

トルコ商法第 373 条 (有限責任会社にも準用) の改正により、公的機関は代表権の確認にあたり、商業登記簿及びトルコ商業登記公報に記載・公告された情報のみを参照することが義務付けられました。

その結果、従来広く実務上利用されてきた「署名権限証明書」の提出を公的機関が要求することは、原則としてはなくなりました。署名権限証明書は作成時点の代表権のみを反映するに過ぎず、その後の変更が反映されないことによる取引リスクや不要なコストの発生が問題視されていました。現在は、その利用を廃止する方向で制度整備が進められています。

## (3) 外国居住代表者に関する留意点

会社設立時に外国居住者 (海外在住のトルコ国民を含む) が代表者となる場合には、依然として署名宣誓書をトルコ大使館又は領事館若しくは適格な外国当局の面前で作成し、必要に応じてアポステイーユを取得した上で、トルコ国内でトルコ語への翻訳・公証を行う必要があります。このような場合には、デジタル化による手続簡素化の恩恵は限定的となります。

## 4. 設立後のコンプライアンス義務

会社設立後、外国資本公司には継続的な法令遵守義務が課されます。

### (1) 資本金増額義務

2024 年 1 月 1 日より最低資本金額が引き上げられました (株式会社 : 250,000 トルコリラ (約 90 万円)、有限責任会社 : 50,000 トルコリラ (約 20 万円))。既存会社でこれらの基準を下回る資本金額である場合には、2026 年 12 月 31 日までに増資を完了する必要があります。期限内に対応しない場合、解散手続の対象となる可能性があります。

### (2) E-TUYS 登録 (外国投資家情報システム)

外国人投資家 (非居住者) がトルコ法人の株式を取得する場合には、取得方法を問わず (私的取引による取得であれば持分割合にかかわらず、又は証券取引所取引により株式又は議決権の 10% 以上を取得する場合)、当該トルコ法人は、取得日から 1 か月以内に、E-TUYS システムを通じて産業技術省投資奨励実施・外国資本総局 (TUYSGM) に対し、通知を行う必要があります。

また、E-TUYS におけるユーザー権限の承認後 1 か月以内に、当該法人は「投資家情報」「株主名簿」及び該当する場合には「関連子会社」等の各項目の入力を完了しなければなりません。

さらに、従来は完全内資であった法人が外国株主の参入により外国直接投資法の適用対象となる場合にも、同様の通知義務が適用されます。

なお、本通知義務は主として統計目的のために設けられているものであり、現時点においては不履行に対する制裁は科されていません。

### (3) 個人データ保護法 (KVKK) に基づく VERBIS 登録

従業員や顧客の個人データを処理する事業者は、個人データ保護法（法律第 6698 号）に基づき、データ管理者登録情報システム（VERBIS）への登録義務が課される場合があります。

トルコ国内居住のデータ管理者については、以下のいずれかに該当する場合に登録義務が生じます。

- 従業員数が 50 名以上である場合
- 年間貸借対照表総額が 1 億トルコリラ（約 3.5 億円）を超える場合
- 主要な事業内容が特別カテゴリーの個人データの処理であり、かつ、従業員数が 10 名以上である場合、もしくは年間貸借対照表総額が 1,000 万トルコリラ（約 3,500 万円）以上である場合

登録義務の免除は、以下の場合に適用されます。

- 従業員数が 50 名未満かつ年間貸借対照表総額が 1 億トルコリラ（約 3.5 億円）未満であり、かつ、主たる事業が特別カテゴリーの個人データの処理に該当しないデータ管理者
- 特別カテゴリーの個人データを処理するものの、従業員数が 10 名未満かつ年間貸借対照表総額が 1,000 万トルコリラ（約 3,500 万円）未満のデータ管理者

国外に所在するデータ管理者は、従業員数や財務基準にかかわらず、トルコ国内の個人に関する個人データを処理する場合には、VERBIS への登録が必要です。

登録義務に違反した場合には、多額の行政罰金が科される可能性があり（2026 年現在、341,809 トルコリラ（約 120 万円）から 17,092,242 トルコリラ（約 6,000 万円）の範囲）、留意が必要です。

次号では、駐在員事務所及び支店の設立手続及び規制上の制限（商業活動の可否及び E-TUYS システムにおける報告義務を含む）について検討するとともに、現地子会社以外の市場参入形態の法的特性及び実務上の留意点について概説します。

### トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所 AKSAN によるウェブを通じた無料法律相談会（30 分程度）を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[turkish\\_newsletter\\_project@eml.nishimura.com](mailto:turkish_newsletter_project@eml.nishimura.com) までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)